

別記様式第1号（第5条、第6条関係）

（表）

公共下水道排水設備指定工事店（指定・指定更新）申請書

年 月 日

東広島市長 様

指定工事店の指定（指定の更新）を受けたいので、東広島市公共下水道排水設備指定工事店規則第5条第1項（第6条第2項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな		
	商号		
	ふりがな		
	代表者氏名	電話番号（ ） —	
	ふりがな		
	代表者住所		
	ふりがな	〒 —	
	指定を受けようとする営業所の所在地	電話番号（ ） — FAX番号（ ） —	
ふりがな	〒 —		
本店所在地	電話番号（ ） — FAX番号（ ） —		

注 1 裏面をよく読むこと。

2 指定の更新の申請は、指定期間の満了の日の1月前までに行うこと。

(裏)

1 次に掲げる書類を添えて申請すること。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 代表者の住民票の写し
- (3) 個人にあつては、事業経歴書（別記様式第3号）
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し
- (5) 営業所の平面図及び付近見取図（別記様式第4号）並びに営業所の外部及び内部の現況を示す写真
- (6) 専属責任技術者名簿届出書（別記様式第5号）
- (7) 申請者と専属する責任技術者との間の雇用関係を証する書類
- (8) 専属する責任技術者の責任技術者証（広島県下水道協会の長が交付したものに限る。）の写し
- (9) 設備及び器材届出書（別記様式第6号）並びに設備及び器材の現況を示す写真
- (10) 指定工事店資格取得状況届出書（別記様式第7号）
- (11) 従事者届出書（別記様式第8号）
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 特例指定工事店が指定の更新の申請を行う場合において、連携市町指定工事店証の写しを添付したときは、1に掲げる書類のうち(2)から(5)まで及び(9)に掲げるものの添付を要しないこと。

3 「連携市町」とは、次の表に掲げる市町をいうこと。

区分	市 町
広島県	広島市 呉市 竹原市 三原市 三次市 庄原市 大竹市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡府中町 同郡海田町 同郡熊野町 同郡坂町 山県郡安芸太田町 同郡北広島町 豊田郡大崎上島町 世羅郡世羅町
山口県	岩国市 柳井市 大島郡周防大島町 玖珂郡和木町 熊毛郡田布施町 同郡平生町
島根県	鹿足郡吉賀町